

教第50号議案

神戸市教育委員会公示令達取扱規則について
神戸市教育委員会公示令達取扱規則を次のように制定する。

令和7年3月26日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

神戸市教育委員会公示令達取扱規則の規定は、神戸市公示令達規則と同様の規定であるため、神戸市公示令達規則を準用する規定へ改正する。

神戸市教育委員会公示令達取扱規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会公示令達取扱規則

神戸市教育委員会公示令達取扱規則（昭和 25 年 8 月教育委員会規則第 39 号）
の全部を改正する。

教育委員会の公示及び令達については、神戸市公示令達規則（昭和 25 年 8 月市規則第 346 号）を準用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市教育委員会公示令達取扱規則の全部改正について

教育委員会事務局総務課

<概要>

神戸市教育委員会公示令達取扱規則の規定は、神戸市公示令達規則と同様の規定であるため、神戸市公示令達規則を準用する規定へ変更する。

○神戸市公示令達規則

(公示令達の種類)

第1条 本市の公示及び令達は、別に定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 条例
- (2) 規則
- (3) 告示
- (4) 訓令
- (5) 内訓

2 訓令及び内訓にあっては、例規たるべきものはこれを甲とし、一時限りのものはこれを乙としてそれぞれ各別に取り扱うものとする。

(方法)

第2条 公示及び令達は、文書をもって行う。

2 前項の文書には、年度ごとに順次番号をつける。

(文例)

第3条 公示及び令達は、別記の文例による。

(例外)

第4条 特に必要があるときは、前各条の規定によらないことがある。

○神戸市教育委員会公示令達取扱規則

昭和25年8月22日

教委規則第39号

第1条 神戸市教育委員会（以下「委員会」という）の公示令達は、次の区分により取り扱うものとする。

- （1）規則 規則として市内一般に公示するもの
- （2）告示 前号の外市内一般に公示するもの
- （3）訓令 委員会所属の事務局長及び学校その他の教育機関（以下「所属機関」という。）並びに所属公務員一般又は一部に令達するもの
- （4）内訓 前号の事項にして公にしないもの

訓令及び内訓にあつては、例規となるべきものは、これを甲とし、一時限りのものは、これを乙として各別に取り扱うものとする。

第2条 公示令達は、法令その他の規定に特別の定あるものの外、別記文例により文章をもつてしなければならない。

前項の文書には、年度ごとにそれぞれ逐次番号をつける。

第3条 神戸市教育委員会公告式に関する規則（昭和23年11月神戸市教育委員会規則第4号）第3条ただし書の規定（同規則第5条において準用する場合を含む。）により掲示した文書は、その写を関係所属機関に配布する。内訓は、その事項について必要とする所属機関又は公務員に交付する。

附 則

この規則は、発布の日から施行し、昭和23年11月1日から適用する。但し、第2条第2項の暦年毎に更新するものについては昭和26年1月1日から適用する。

附 則（昭和32年1月16日教委規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第2条の規定は、昭和32年度から適用する。
- 2 昭和32年1月1日から同年3月31日までの間において処理する公示令達の番号については、昭和31年の番号を継続して用いるものとする。

附 則（昭和44年7月29日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日教委規則第15号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記書式 略